

ご先祖を末永くご供養
いただくために

葬儀後の
知識と
心得

お問い合わせは当社に



あらためて、その人柄をしのぶ 心のフォーマル。

人生最後の別れの儀式には、さまざまな約束事があります。
つつしみをもって故人と最後のお別れをするよう心がけたいものです。
しかし、不意の出来事だけにとまどいがちではありませんか。
葬儀の心得・整理・香典返しなど、ひとつひとつ聞いて教えてもらうわけにはいかないものです。
そこで、少しでもお役に立てますようにと、それぞれのしきたり・知識・タブーとされている事などをとりあげました。
心をこめた葬儀を行い、あとの始末をきちんとすることこそ、残されたもののつとめです。
お手元において、お役立ていただければ幸いです。

ご逝去の日
令和 年 月 日

通 夜
令和 年 月 日

告別式
令和 年 月 日

初七日忌
令和 年 月 日

忌明け法要
ご準備開始
令和 年 月 日

忌明け法要
ご準備完了
令和 年 月 日

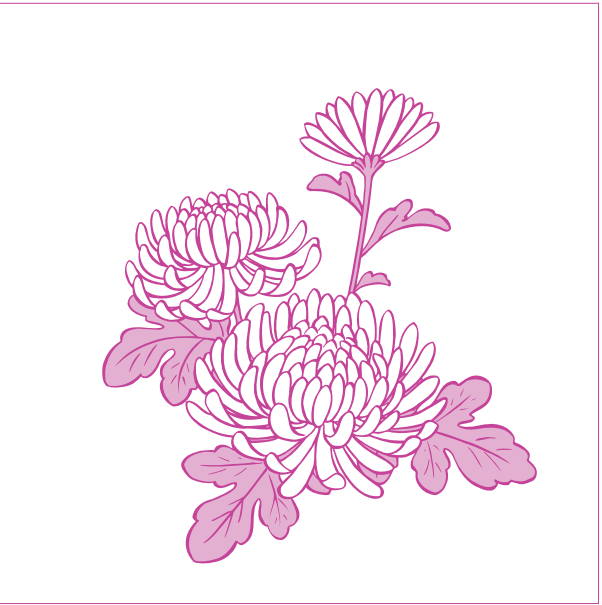
忌明け法要
令和 年 月 日

百ヶ日忌
令和 年 月 日

一周忌
令和 年 月 日

三回忌
令和 年 月 日

(当日又は翌日の夜)



- 当日コンサルタントが、お香典返しリスト作成のお手伝い等承ります
(ご自宅へお伺いいたします)
- ご法要のご準備
お位牌の発注依頼
お引物の承り
ご案内状の作成承り
 - ご返礼のご準備
お香典帳の整理
ご返礼先様名簿の作成
不明住所調べ
ご予算組み
ご挨拶状の作成承り
お品選び
 - 喪中のご準備
年末欠礼ハガキの
作成承り

- お引物の商品決定発注
- 内容ご確認
- 名簿完成
- ご明細書お届け
- 法要ご案内状のお届け
- ご挨拶状刷り上り
- お位牌のお届け
- お引物のお届け(前日又は当日)

- 近親者、故人と親しかった人たちを招きご住職様のお導きにより満中陰(七七日忌)法要を営む
- 法要後ご参列いただいた人たちに食事などのおもてなしをする
- 忌明けの粗供養品(お引物)をお配りし
お供え物をお下がりとしてお持ち帰りいただく
- 忌明け法要の翌日よりお香典返しの品個別配送開始

ご法要の営みについて(仏式の場合)

法要での挨拶例

●開式の挨拶

「本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。早いもので、もう四十九日となりました。ただいまより、△△寺のご住職様のお導きにより、故○○の忌明け（満中陰・七七日忌）法要をおこないたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。」

●会食の挨拶

「どうもありがとうございました。ありがたいお経を頂戴し、故人もさぞ喜んでいることと思います。また生前親しくしていただいた皆様にお集まりいただき、故人に代わって厚くお礼申し上げます。」
「それでは、ささやかですがお酒とお料理を用意いたしましたので、どうぞゆっくりおくつろぎください。」

●お開きの挨拶

「まだまだ皆様のお話などうけたまわりたく存じますが、そろそろお時間となりました。○○が居なくなり寂しくなりましたが、残りました家族一同頑張っていきたいと思います。」
「これからも、変わらぬお付き合いをよろしくお願い申し上げます。また何かと相談に乗っていただくこともあるかと思いますが、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。」

葬儀後の挨拶事例集

●寺院・僧侶へ

「先日の葬儀に際しましては、ご多用のところ、大変ご丁寧なお勤めを賜り、ありがとうございます。おかげさまで、無事に葬儀をとりおこなうことができました。」

●病院・医療関係へ

「先日は○○が大変お世話になり、ありがとうございます。皆様の心からの看護には、故人もさぞ感謝していたことと思います。」「心ばかりの品ではございますが、どうか皆さんでお召し上がりください。どうもありがとうございます。」

●葬儀委員長・世話役へ

「先日の葬儀に関しましては、大変お世話になりありがとうございます。おかげをもちまして、無事に葬儀をすませることができました。」「慣れないことですので、何かと不行き届きな点などございましたと思いますがどうぞお許し下さいますようお願いいたします。」「これからも、いろいろ相談に乗っていただかねばならない事もあるかと存じますが、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。」

●葬儀を手伝っていただいた方へ

「先日は、いろいろお手伝いいただき、本当にありがとうございました。おかげさまで、とどこおりなく葬儀をすませることができました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。」

●近所の方へ

「生前中は、何かとお世話になりありがとうございました。このたびの葬儀に際しましても、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。おかげさまで、とどこおりなく葬儀をすませることができました。」「○○が居なくなり寂しくなりましたが、残された者みんなで頑張っていきたいと思います。これからも、変わらぬお付き合いをどうぞよろしく願いいたします。」

●故人の勤務先へ

「○○の妻でございます。先日の葬儀に際しましては、会社の皆様には何かとお世話になりありがとうございました。また、多数のお見送りをいただき、本当にありがとうございました。○○も、さぞ喜んだことと思います。」「在職中は、皆様にたいへんお世話になりました。自宅にありました社員証とバッジ、保険証をお持ちいたしましたので、よろしくお願いいたします。」「本日は○○の遺品がありましたら、持ち帰らせていただきたいと思います。もし差し支えなければ、○○の机とロッカーを拝見させていただきませんか。」

●目上の方へ

「このたびは、お忙しい中をわざわざご会葬下さいまして、ありがとうございます。○○もさぞ喜んでいたことと思います。」「なにぶん不慣れですので、ゆき届かないことも多かったことと思いますが、おかげ様で無事に葬儀をすませることができました。どうもありがとうございます。」「○○がいなくなりましたが、これからもよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。」

●お香典のお返しを持参した場合

「○○の葬儀に際しましては、わざわざご会葬いただき、ありがとうございます。早いもので、無事忌明けの法要をすませることが出来ました。ほんの心ばかりの品ではございますが、供養のしるしでございます。どうぞお納めください。」

病院への支払

医療費の支払は、死亡診断書をもらいにいくときか、おそくとも葬儀の翌日にはすませましょう。とくに心づけといったものは不要ですが、なんとなく気がすまないというのであれば、菓子折り程度のものを持参すればよいでしょう。

葬儀社への支払

葬儀後2、3日すると葬儀社から請求書が届きます。その支払と同時に葬儀全般にわたって数日間世話になった労をねぎらう意味で、請求金額とは別に心づけを包むこともあります。ただし心づけはあくまで任意のものでなければならぬものではありません。

酒屋・仕出し屋などへの支払

葬儀の場合は取りこんで、あと払いになることが多いようです。通夜ぶるまいや精進落としのときは、仕出し屋でなにかと便宜を図ってくれることが多いものです。世話になったときには、多少の心づけを渡します。

寺院・神社・教会への支払

僧侶・神職・神父・牧師などへの謝礼は、金額に規定があればそれにしがいます。また「志でけっこうです」といわれた場合は、寺院や神社などの格式や葬儀を出す家の格式、葬儀の規模などによっても違ってきますので、葬儀社や宗教団体の長老格の人、町会の世話役などに相談して決めるとよいでしょう。尚、僧侶や神職などへのお礼は人数に関係なく一括して包みます。キリスト教の場合は、習慣として教会への献金という形をとりますので、牧師、神父には別に包むこともあります。また寺院や教会などを式場に借りた場合規定があれば席料として別になりますが、小さな寺などでとくに規定がない場合は、その分も含めて包むようにすればよいでしょう。謝礼金は奉書紙・半紙などに包み、弔事用（黒白・銀・黄白など）の水引を結び切りにするか、市販の不祝儀袋に仏式は「御経料」「御布施」、神式は「御神饌料」「御礼」、キリスト教では、教会宛なら「御花料」、神父、牧師個人へは「御礼」などと書きます。式場を借りたような場合であれば「御席料」「志」などとします。

世話役・手伝いの人へのお礼

世話役や手伝いの人には、ふつう葬儀のすんだ夜に食事を出して感謝の心を表します。とくに台所の世話などなにかと手伝ってもらったような家には、忌明けにお礼の品物を持って伺ったほうがよいでしょう。ただし近所の助け合いなどはお互いさまなので、あまり高価なものはさけるほうがよいでしょう。

事務引き継ぎの際確認すること

火葬もすみ、葬儀も一段落したところで、喪主はその日のうちにも世話役の人から事務の引き継ぎを受けます。世話役から引き継ぐのは、会葬者名簿・供物や香典の控え・弔電や弔文のつづり・会計の清算・立替金の返済などです。また遺族の気がつかなかったような弔問客の心づかいなども聞いておき、あいさつ回りのときにお礼を述べるようにします。

直接あいさつに行くべきところは

葬儀委員長をはじめ、故人の恩人や社会的地位の高い人が会葬戴けたときは、会葬礼状だけですませずに直接あいさつに伺うのが礼儀です。そのほか葬儀で特別に世話になった人にも会葬のお礼にまわります。一般会葬者には、会葬礼状をもってあいさつをすませます。

あいさつについて

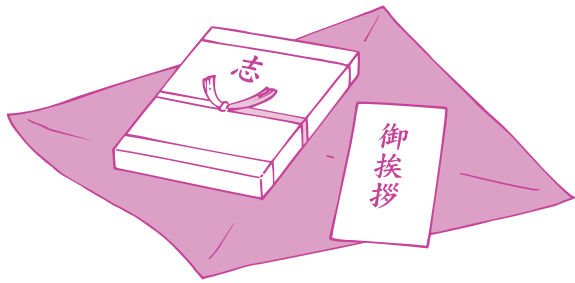
葬儀直後の挨拶回りには、なるべく喪服を着用します。2～3日後の場合は、地味な平服で挨拶に伺う方が自然です。葬儀の間喪主や遺族は、故人の恩人や社会的地位のある人に対して、見送りや出迎えもしなくて失礼なことも多かったはず。こうした目上の人に対しては「お忙しい中をご会葬くださいまして、ほんとうにありがとうございました。○○様にお別れをしていただきまして、故人もさぞ満足だったことと存じます」といったあいさつをすればよいでしょう。葬儀で特別にお世話になった人には「昨日はいろいろお世話になりましてありがとうございました。おかげさまでとどこおりなく葬儀をすませることができました」といったあいさつをします。正式なご挨拶は忌明けにしますので、このときは手ぶらでかまいません。この挨拶は死亡の知らせと同様、昔から二人で回る習慣がありますが、最近では喪主が一人で出向くことも多くなっています。喪主が疲れている場合は、親族の誰かが代わっても失礼ではありませんがおもだった人にはなるべく喪主がお礼を述べるべきでしょう。葬儀全体について手を貸して下さった世話役の人には、特に丁重にお礼を言います。そしてお礼の品または礼金を持参します。お礼の品物は奉書紙、半紙などに包み、黒白または銀の水引きで結び、のしはつけません。礼金は白封筒に入れ、上書は品物、お金いずれも「御礼」とします。隣近所への挨拶は、日頃つきあいのない家でもしなければなりません。葬儀当日、車の出入りが激しかったり、大なり小なりの迷惑をかけているからです。



ご葬儀後にご挨拶まわりや各種手続き、ご法要の準備などなにかとたいへんなことが続きます。

故人の供養のためにも、この手引きをご参考になさってご先祖を末永くご供養ください。

ご返礼は、まごころこめて…



即日返しとは…

地方によっては故人と最後のお別れをするためにわざわざ集まってくださった労をねぎらう気持ちをこめて、弔問の方すべてにお香典の額に関係なく同一のものを葬儀の場でお返しすることがあります。これが「即日返し」のしきたりです。

尚、会社関係や特に深いつながりのある親戚などから、高額のお香典をいただいたときは、忌明け後に挨拶状を添えてお返しすればよいでしょう。

お香典とは…

昔は不幸があったとき、親戚の人や近所の人々が物を持ち寄って故人の供養をしたそうです。現在では、それらの物が「お香典」や「供物」と形を変えてはきましたが、悲しみに沈む遺族の方々に助け、励ますという気持ちの表われには変わりありません。遺族の方々は、こうした気持ちを充分にくみ取り、ていねいなお返しをしたいものです。

お香典返しの目安

従来のしきたりでは「半返し」といって、ふつうはお香典をもらった額の半分以上のお返しをするのが適当のようです。このお香典返しの基準は別に根拠はないのですが、現在でも広く行われています。しかし、整理の煩雑さをさけるため、ふつうには五段階くらいの品を用意して、お香典の金額に応じてどれかにあてはめて返すのがよいでしょう。とくに故人が著名人で、会葬者が非常に多かったときなどは、故人を記念したふろしきなどを作って一律に配るといった場合もあります。

忌明けの挨拶状とお香典返し

仏式では四十九日(宗派によっては三十五日)を忌明けとしています。忌明けまでに納骨をすませ、忌明けのあいさつとともにお香典返しをすることが多いようです。あいさつ状には、この日に納骨あるいは七七日(五七日)の法要をすませた旨を報告し、お香典返しを送った旨を伝え、厚くお礼を申し述べます。

包み方と表書き

品物は奉書紙、半紙などに包み、弔事用の黄白又は黒白の水引をかけます。表書きは上段に「忌明」または「志」「満中陰志」、下段に送り主である喪主の姓名を書くことが多いようです。

神式の場合のお返しと挨拶状

お香典返しということばは仏式のものですが、一般的な習慣として神式でも仏式と同じようにすることが多いようです。神式では三十日祭または五十日祭を忌明けとし、あいさつ状とともにお返しをすることになります。神式の場合のあいさつ状も仏式と同じような趣旨で書けばよく、印刷された既製あいさつ状もあります。但し、「冥福」「成仏」「供養」「回向」「追善」などの用語はさけます。お返しの表書きは「偲草」「志」などです。

キリスト教式のお返しと挨拶状

お香典返しは仏式の場合のことばですが、一般的な習慣として、キリスト教でも仏式と同じようにすることが多いようです。お返しの時期について、キリスト教の場合はとくにきまりがありませんが、一ヶ月後の召天記念日に納骨をすませ、その旨のあいさつ状を添えて、お返しをすることが多いようです。表書きは「偲草」「志」などです。但し、キリスト教では「忌」ということばは使いませんし、あいさつ状には「冥福」「成仏」「供養」「回向」などの仏式用語はさけ「急逝」「永別」「召天」「神のみもとに召され」などのことばを使います。

社葬などの場合のお香典返しは

故人が会社や団体に特別の功労があったり、業務上の事故などの場合、社葬や団体葬の扱いを受けることがあります。葬儀の費用が会社などの負担であってもお香典は遺族側が受け、そのお返しは遺族が行うことが一般的のようです。

参 考

一般お返しの金額は、俗に「半返し」といって半額が適当のようです。しかし、名を遂げ長寿を完了された方などの場合は半返し以上をお返しする例もあり、その地方により異なります。

お香典返しに適した品物とそのいわれ

■お茶

お茶を飲みながら故人を偲ぶということで、お茶をお返しの習慣が残っています。

■シーツ・タオル・綿布

実用品としてはもちろん、仏事では仏の世界への旅立ちに白装束で旅立つという意味からさらしが利用されていました。その流れがシーツ、タオル、毛布という形で今でも引き継がれて利用されています。

■砂糖

やはり仏の世界へ白装束で旅立つという意味と慈愛を表現するという意味で利用され、また消耗品であることから先様へ不幸が及ぶのを消滅させるといわれています。

■石鹸

実用品として喜ばれることと、不幸を洗い流すという意味も含めてよく利用されています。

■家庭金物

昔から光るものが魔除けとして用いられていた風習からステンレス、アルミ、銅製品などが利用されています。

■陶器(美濃焼・有田焼・九谷焼等)

昔は人間が死亡した後、埋葬にするという習慣があり、人間皆土に帰るという意味を含めて陶器が利用されています。

■漆器

(紀州塗・会津塗・山中塗等)
不幸を塗りつぶすという意味と白木(白装束で仏の世界へ旅立つことから)の場合は、二度と不幸がないように願いをこめて色直しをする意味で漆器が利用されています。

掛け紙(懸け紙)

満中陰志

四十九日は満中陰といいますが、その志という意味で主に大阪以西でよく用いられるお香典返しの表書きです。

忌明志

意味は満中陰志と全く同じです。

志

満中陰志と意味は同じですが関東地方や一部区域でお香典返しの表書きに用います。

御佛前

仏式の葬儀や法事に。御香典とも書く(特に四十九日以後の法要では御仏前となる)

偲草

神式キリスト教会も忌明(三十日祭又は五十日祭等)のお配りものに用います。

粗供養

忌明・年忌等の法事に。

御花代

不幸をあとから聞いて同うきやお盆やお彼岸にお参ります。

御霊前

葬儀や忌日に、仏式・神式・キリスト教式すべてに使える。神式の場合はほかに御玉串料、御膳料、御神前などとし、キリスト教式の場合は御花料とも書く。

御布施

仏式の葬儀や法事の場合の僧侶へのお礼。

御香料

仏式の葬儀や法事に。御香典とも書く。

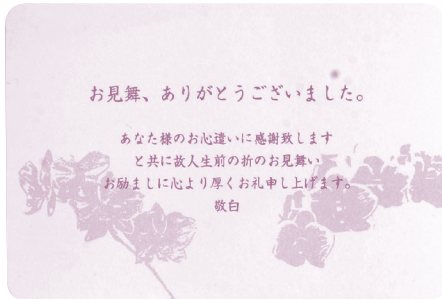
御膳料

僧侶が酒食を辞した時のお礼。

戒名料

戒名を頂いたお礼に。

お見舞カード



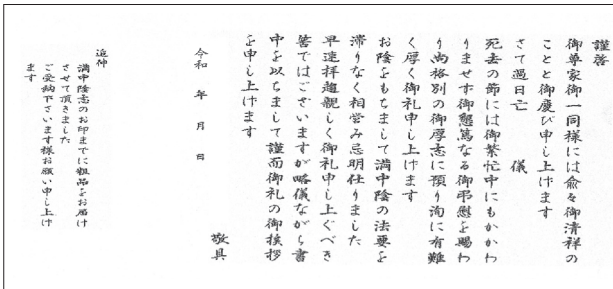
※生前に入院等の時にお見舞をいただいた方などにお渡しします。

御挨拶状は

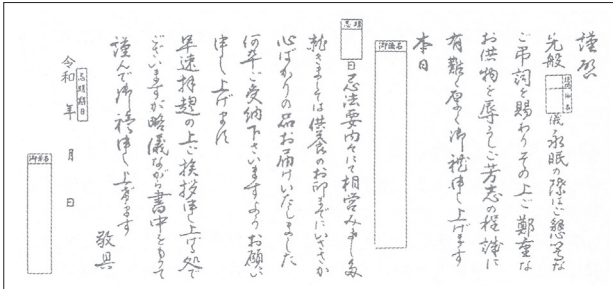
お返しものにいちばん大切な挨拶状は品物ごとにお添えいたします。おいでいただいた弔問客に対してはたとえお香典をいただかなかった方へも出すのが礼儀です。封筒の表には「ご挨拶」と印刷されておりますが郵送する場合は、郵便番号枠つきのものを別に準備いたしますので、その旨お申しつけ下さい。わずかなことですが昔からのしきたりは大切にしたいものです。挨拶状は、必ずうすずみにておつくり下さい。黒ずみにて印刷したものをみかけることもありますが、これは本来の姿ではありません。必ずうすずみにて作成していただきたいものです。

地域や宗派により文面が変わりますので詳しくは係員におたずね下さい。下記文例は参考例です。

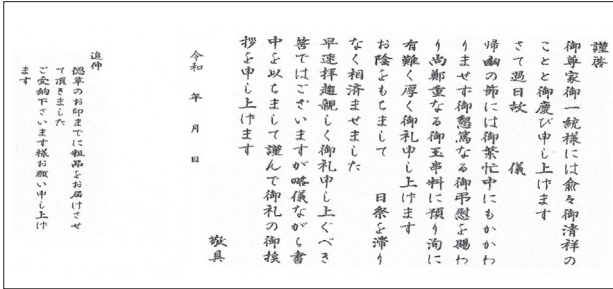
佛式(関西)



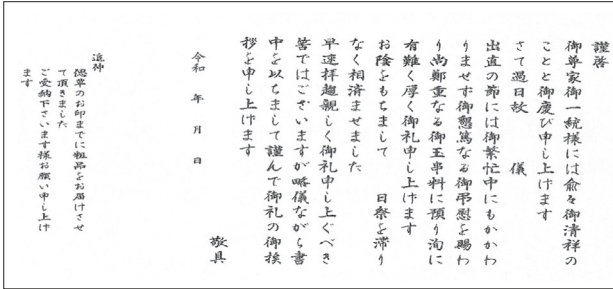
佛式(関東)



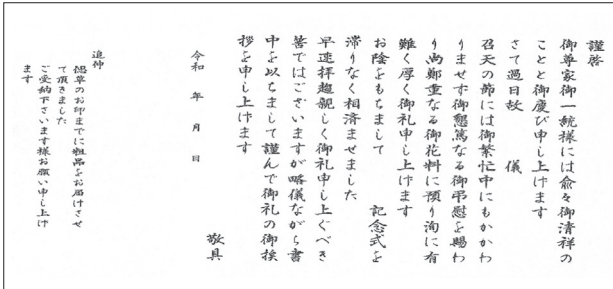
神式

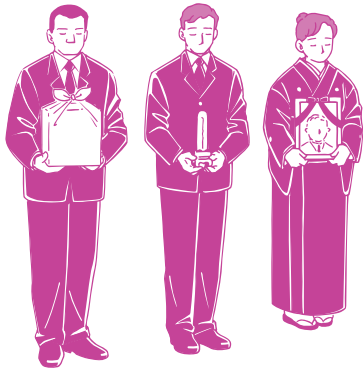


天理教



キリスト教





神式の納骨・埋骨までのまつり方

神式の場合もお骨を自宅に安置してある間は、霊前に榊・花・ロウソクなどを飾り、洗米・塩・御神酒・果物・菓子・故人の好物を供えます。毎日、水のほかに小さな木皿にご飯を供えることもあります。

キリスト教式の納骨・埋骨までのまつり方

キリスト教式では、納骨・埋骨のときまでお骨の前に花やロウソクを飾りますが、供物には定まりがありません。

分骨する場合

分骨の必要があるのは、郷里が遠くて、そこに近親者や親類が多く住み、法要のたびに墓地まで出向くのが困難だからとか、故人の親がどうしても先祖と同じ墓に葬りたいという場合などです。分骨したいときは、火葬のときに骨壺を二つ用意してもらうよう葬儀社に頼み、火葬場で分骨するのがいちばんよい方法です。火葬場で分骨しなかったときは、寺や神社に頼んで分骨してもらいます。家庭で分骨することはありません。分骨の際には、なるべく僧侶などに読経してもらうとよいでしょう。なお分骨を忌みきらう人もいますが、仏教では釈迦の骨は八ヶ所に分骨され、弟子たちの手でそれぞれ手厚く供養されているところからも、分骨はいけないとされる理由はありません。神式やキリスト教においてもとくに教義のうえから分骨を禁ずる考え方はないでしょう。

遠隔地に埋骨する場合

郷里の墓などに葬るためにお骨を遠くまで運ぶときは、もっとも血縁の深い人がお骨を持つようにして二人以上で行きます。お骨は両手でしっかりと持ち、椅子の上に置いたり、網棚の上にのせたり不謹慎なことはしないようにします。席を離れるときは、同行者に手渡します。これは万一に備えてそそうのないようにとの配慮です。車中などの服装は、本来なら喪服ですが現在ではそれほどすることもなく、現地で埋骨するときにだけ準喪服程度ものを準備して行って着用すればよいでしょう。

埋骨式(納骨式)を通知する範囲

埋骨・納骨には遺族・近親者・親しい友人・知人が立ち会うのがふつうです。埋骨(納骨式)の時間と場所を連絡して列席を依頼しておきます。

仮納骨と永代納骨

お骨は、火事や地震など不慮の災害を考えて、あまり長く家におかないほうがよいといわれます。おそくても一年以内には納めるべき場所に安置したいものです。しかし新しく墓地を求めて墓を作る場合等一年以上も埋骨できないことがあります。この場合には納骨堂に仮納めしておきます。納骨堂は、寺や大きな墓地(霊園)のあるところにはたいていあります。また永代納骨といって、墓を作らず納骨堂に納めてしまうこともあります。とくに最近土地不足から、墓地の代わりに集会所の大きな納骨堂が公営、私営ともに建設されるようになり、ここに永代納骨する家も多くなっています。

納骨・埋骨の時期

仏式では、ふつう火葬にしたお骨をいったん自宅に安置し、初七日から四十九日までの七日目ごとの法要のうちで、都合のよい日に納骨・埋骨する事が多いようです。一番多いのが四十九日です。しかし葬儀のため遠くから肉親や近親者が出向いてきたときなどには、火葬が終わったらすぐに墓地に埋骨することもあります。また火葬が終わったらその夜だけ自宅で法要し、翌日には寺の納骨堂に預けて毎日の供養を依頼し、三十五日か四十九日に埋骨することもあります。また仮納骨した遺骨は、一周忌または三周忌に埋骨することが多いようです。

神式、キリスト教式の納骨・埋骨

神式、キリスト教式では本来が土葬で、葬儀の日に埋葬をすませていました。しかし現在は火葬がほとんどのため、神式では十日目ごとの霊祭の日に納骨・埋骨することが多くなりました。一番多いのが五十日祭です。キリスト教のカトリックの場合は、七日目の追悼ミサの日か翌日の召天記念日、プロテスタントでも翌日の召天記念日などを選んで納骨・埋骨します。

仏式の納骨・埋骨までのまつり方

火葬後お骨を自宅に安置してある間は、朝夕供養をします。自宅での供養は、仏壇の前や床の間などに白い布を覆った小机を用意して、遺骨・遺影を安置します。仏式では遺影の前に位牌を置き、櫛・線香・ろうそくなどを飾り、いただいた菓子や果物、故人の好物などを供えます。水、ご飯は毎日供えます。四十九日(宗旨によっては三十五日)までは弔問客も多いものです。喪家では、この間はいつ弔問客があってもあわてないよう、納骨・埋骨したあとも、一部屋に遺影を飾って弔問客をお通しできるようにしておきます。納骨・埋骨後は、仏壇に位牌を納め、お参りをします。

埋骨式(納骨式)に準備するもの

埋骨式(納骨式)に必要なとするものは、仏式では焼香の道具・花・マッチ・線香・線香をつけるためのロウソクを一本・水(桶に入れてひしゃくを添える)などですが、都会の墓地では、墓地の中の花屋で全部借りることができます。神式では、焼香や線香のかわりに玉串をささげ、キリスト教では献花をするわけですが最近ほとんどないようです。そのほか用意するものは、僧侶や神職・神父・牧師などへの謝礼と墓地の管理人や茶店の接待係などへの心づけです。地方によっては四十九個のだんごを供えるところもあります。また火葬場で渡された埋葬許可証は、墓地へ埋骨したり納骨堂へ納骨するときに必要ですので、忘れないこと。納骨がすむとこの埋葬許可証は、納骨した寺や墓地の管理人が預かるのが通例です。墓地を移転するときには、この証明書が必要ですから、もし遺族が保管するときには、たいせつに保存しておかねばなりません。尚、僧侶・神職・神父・牧師と埋葬式の日時を打ち合わせ、列席者のおよその人数も連絡しておきます。墓地や納骨堂が遠い場合は、僧侶などの司式者と参列者の送迎の車を手配します。

埋骨式(納骨式)の順序

仏式の埋骨式では、まずお骨を墓の中に安置し、遺族・近親者の手で土をかけて埋葬し、墓石がまだ整っていないときには、白木の墓標を立てておきます。埋骨が終わると僧侶の読経の中を一同で焼香し、冥福を祈ります。納骨堂に納める納骨式の場合は、遺骨を箱型の納骨壇の中に安置し、その前に焼香台を置き、一同が集まって同じように読経焼香をします。キリスト教式の埋骨式では、埋骨・納骨が終ると、神父あるいは牧師が祈禱し一同で聖歌を歌うなどして埋葬を終ります。

四十九日から一周忌までの供養

四十九日がすぎると、あとは百ヶ日(百日目)を迎えるまでとくに大きな法要は行いません。百ヶ日は近親者・友人・知人・僧侶を招いて法要を行いますが内輪にすませることもあります。昔は百ヶ日に「施餓鬼会」といって無縁仏の供養も合わせて行う習慣がありました。百ヶ日で法要は一段落し、あとは一周忌になります。

月命日にすること

毎月めぐってくる故人の亡くなった日を月命日といい、仏前に供物を供えたり花も供えます。僧侶に読経をしてもらうこともあります。とくに人を招くようなことはしません。香炉の香りも絶やさないようにしたいものです。

僧侶へのもてなしと謝礼

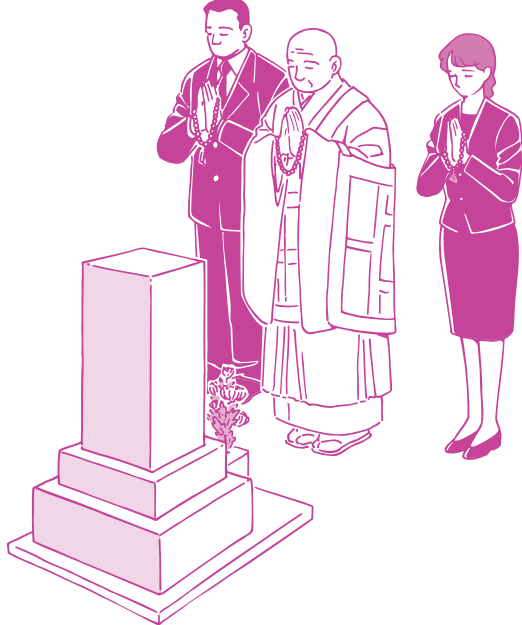
初七日や七七日のようにかなり大ぜいの人を招いてする法要と内輪の法要とでは謝礼の額も異なります。大ぜいの人を招く場合は、一万円以上の謝礼金のことが多いようです。表書きは「御布施」または「御経料」です。その他「御車料」が必要で、接待をしない場合は「御膳料」も差し上げるのが礼儀です。

遺族の服装は

初七日から三回忌までの法要では遺族は男女とも正式喪服がふつうです。

お彼岸

春・秋・二季のお彼岸は六道をつとめる期間です。布施(自分の持っている能力をおしあずくに人々のために役立てる)、持戒(人の迷惑になるようなわがままはやめ、決められた事はきちんと守る)、忍辱(苦しい事も我慢し、それに打ち勝って進む。また、むやみに腹を立てない)、精進(何事にも力一杯がんばり怠らず努力する)、禅定(常に反省をしながら落ち着いて行う)、智恵(物事を正しく見極める心を自分の中に育てる)の実践項目を最小限でも良いから「やろう」という心を一週間もつことです。それがそのままそっくりご先祖さまへの供養につながります。



初盆の準備

故人の死後はじめて迎える新盆の供養はとくに丁寧に営みます。仏壇の前には精霊棚を設け、初物の農作物でつくった供物を飾り、供養膳に精進料理を盛って供えます。白玉だんごや果物、好物なども供えます。尚、この供物は墓前にも供えるので用意します。またお盆の間は、精霊に自分の家を教えるために、仏壇のそばとか軒先に岐阜提灯や新盆灯籠を飾るものとされています。この提灯は、新盆を迎える家でのとのえたり、親せきや知人からお盆の前に贈られたりします。尚、新盆には僧侶に読経を頼みますが、お盆は僧侶がもっとも多忙なときですから、早めに依頼しておかなければなりません。

墓参りから供養までの行い方

お盆の最初の日(一般には七月十三日、旧暦では八月十三日)墓参りをし、墓地を清め、香華を手向け、持参しただんごや野菜果物などを供えてお参りをします。昔は墓で点じた線香の火を持ち帰ったり、迎え火を墓でたいてその火を盆提灯にうつして持ち帰ったものですが、墓地が遠かったり交通事情もあって、現在では家で迎え火をたいて仏壇の灯明をともし、盆提灯の明かりをつけます。灯明や提灯は盆の間中、絶やさないようにします。墓参りには僧侶や近親者、親しい友人、知人にも行ってもらうに越したことはありませんが、墓が遠いときは、日を改めて僧侶と一同を自宅に招いて法要をし、故人をしのびます。なお、遺族は、新盆の法要の場合は、男女とも正式喪服を着ます。お盆の最後の日(一般では七月十五日、旧暦では八月十五日)にも送り火をたき、霊を送り出して新盆の行事を終ります。

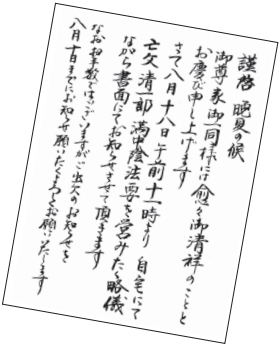
永代供養とは

永代供養とは、仏の供養をするべき施主が遠くに行っていたり、施主となるべき人が死に絶えてしまっても、菩提寺が代わって永久に法要を営んでくれるというとりきめです。このごろは核家族化しているうえに、子弟が外国に居住してなかなか帰国しないなどという例もあって、万一の場合を考え、永代供養の申し込みをする人がふえてきたようです。永代供養料は寺によっても違いますが、まとまった金額を寺に渡すと寺ではそれを記録し、必要なときまで施主の名前で信託預金などをして、永代供養ができるようにはからってくれます。

ただし永代供養を申し込んだからといって法要をしなくてよいというのはあやまりで、施主のいる間は永代供養の約束とは別にふつうの法要をしてもらいます。永代供養を申し込むのは、三回忌か七回忌あたりのことが多いようです。

忌明け

忌明け法要（五七日忌の三十五日、または七七日忌の四十九日、満中陰ともいう）は、葬儀後におこなう最初の大きな法要です。さまざまな準備が必要です。法要前の準備についてご案内いたします。



■日取りは、早目に関係者へ連絡します。

- 忌明け法要は、亡くなった日を入れて三十五日目もしくは四十九日目に営む習わしですが、直前の休日に行う場合が多くなっています。
- 僧侶の予定を尋ね、日時・場所を決定します。
- 親戚関係と故人の友人関係など、特にお世話になった方々を招きます。
- 日時が決定したら、なるべく早目に関係者に連絡します。
- 連絡は、電話またはハガキにておこないます。

■白木のお位牌を本位牌に変えます。

- 忌明け法要までに、塗りや唐木などの本位牌を用意しておきます。（宗旨、宗派により異なります。）
- お花・線香・ローソク等の用意をしておきます。
- 忌明けを過ぎた白木のお位牌は、一般的に菩提寺におさめます。（菩提寺とご相談下さい。）

■法要の後、会食をおこないます。

- 列席者の方々を料理やお酒などでもてなすのが通例となっています。
- お布施は、あらかじめ用意しておきます。

■帰りに、お引物(粗供養)をお渡しします。

- 会食には、お引物(粗供養)をつけるのが一般的です。
- お供え物を皆さんに分け一緒に持ち帰りいただく場合もあります。
- 手提げ袋や風呂敷を人数分用意し、持ち帰りに便利なようにしておきましょう。

■法要の服装

喪主とその家族は、なるべく略礼服を着るようにします。参列者は、略礼服が黒っぽい服装で出席するようにします。

■参列者の席位

法要の席位は、葬儀ほど神経質になる必要はありませんが、目上の方、遠方の方、故人と親しかった方は、なるべく上座にします。喪主は、法要の進行をつとめます。

■法要の進行順序

法要の進め方は、宗旨・宗派や会場が自宅・会館・寺院などにより異なりますが、自宅や会館にておこなう場合はおおむね次のとおりです。

1	一同入場・着席
2	開式のあいさつ(省く場合もあります)
3	ろうそく、線香に点火
4	僧侶に合わせて、礼拝
5	読経
6	焼香(僧侶の指示により、参列者全員が順におこなう)
7	法話
8	閉式のあいさつならびに会食の案内(喪主)
9	会食
10	お開きのあいさつ(代表者)

逮夜と初七日の行い方

臨終から六日目の晩が逮夜で、宗派によっては逮夜法要を重くみます。故人の冥福を祈って一晩中語り明かす風習がありました。法要は期日を早めてもよいので、初七日は逮夜法要と合わせて一日前にいっしょにすませることが多くなりました。

初七日の法要は、実際には骨あげの二、三日あとにあたりますから、祭壇には遺骨・遺影などを飾ったままにしておきます。葬儀の続きのような雰囲気のため、近親者・親族・親しい友人・知人はもとより葬儀のときに世話になった人を招いて僧侶にお経をあげてもらい、そのあと一同に茶菓や精進料理などを供します。地方によってはこの日を「精進おとし」として生臭物をつかった料理でもてなしたりします。また遠隔地から出向いた近親者がある場合などは、初七日の法要を繰りあげて火葬場から帰ったあとの法要といっしょにすませることもあります。いずれにしても初七日の法要で一区切をつけます。

五七日までの法要

二七日(14日目)・三七日(21日目)・四七日(28日目)は僧侶を呼んで読経してもらいますが、最近は僧侶の読経を略して家族だけで法要するところも多いようです。五七日(35日目)は、死者が冥土で五回目の審判を受けるたいせつな日として、親類・縁者・僧侶を招いて初七日と同じように手厚く法要を行います。地域によっては五七日に忌明けする場合もあります。

七七日(49日)の法要

七七日(49日目)は仏教では、この日の審判で死者の運命がきまるといわれ忌日のなかでも重要な日とされています。さらに忌明けの日でもありますからたいていの場合は、この日に近親者・友人・知人・僧侶を招いて埋骨式(納骨式)をし、そのあと精進料理を供し、大がかりな法要にします。葬儀の際にお香典をいただいたところへは、忌明けのあいさつ状とともに、お香典返しの商品をおくります。お仏壇のなかった家も四十九日の忌明けまでには、新しいお仏壇を用意します。

お仏壇の扉は、忌明けまでは閉じておく場合が多いようですが、忌明け後は、朝扉を開き、夕方閉めるのが一般的です。毎日、水とご飯と好物などを供えますが、朝夕供え物をしたり、拜むときだけ扉を開いてもかまいません。(詳しくは菩提寺にお尋ね下さい。)また、葬儀のとき戒名を書いてもらった白木のお位牌は、忌明けまでは遺影とともに祭壇に置きますが忌明けとともに寺へお返し、代わりに塗り及び唐木等のお位牌(仏壇・仏具店で用意)を入魂供養してお仏壇に納めます。(宗旨、宗派により異なります。)



忌服期間と忌引き

わが国では古くから忌服の制度があり、明治七年には武家の忌服制にもとづいて、太政官布告の“忌服令”が出されていますが、現在では形式的には厳しくいわれなくなりましたが、それでもやはり心構えとして必要でしょう。

一般には仏教の忌日の考え方に従って、死後四十九日までを忌服、死後1年を喪中としています。しかし最近の考え方としては、官公庁の服務規定にある忌引き期間(表参照)を喪に服し、それ以後は社会的な仕事はとどこりなく行うことが多くなっています。但し、私生活や心の問題としては、一般的な喪の考え方に従って身をつつしみ、故人の冥福を祈る心がけが大切でしょう。

忌服期間にしてはいけないこと

喪中には、結婚式や賀寿などのめでたい席に臨むことや神社に参拝することも控えるのが通例です。また喪中(死後一年以内)に年を越す場合は、しめ縄・門松・積餅などの正月の飾りをつけたり、おせち料理を祝ったり、年始回りや年賀のあいさつも控えます。なお地方によっては、忌明けまで肉や魚などを控えたり、茶などを断って喪中の慎みを表わし精進するところもあります。

法要について

宗派によって後の供養のし方もさまざまなスタイルがあります。

仏式 法要	神式 霊祭	キリスト教式 追悼ミサ
葬儀 初七日 三十五日 四十九日 百ヶ日 一周忌 三回忌(満2年目) 七回忌 十三回忌 十七回忌 二十三回忌 二十七回忌 三十三回忌 三十七回忌 五十回忌	葬儀 翌日祭 十日祭 二十日祭 三十日祭 四十日祭 五十日祭 百日祭 一年祭 二年祭 三年祭 五年祭 十年祭 五十年祭	死去 3日目の追悼ミサ 7日目の追悼ミサ 1月目の追悼ミサ 万霊節(死者の日11/2) 死者記念のミサ 10年目の死者記念のミサ 30年目の死者記念のミサ (死去後数年間は1年ごとに記念式を行う)

官公庁服務規定による忌引きの期間

	続柄	期間
	配偶者	10日間
血族	父母	7日間
	子ども	5日間
	祖父母	3日間
	きょうだい	3日間
	孫	1日間
	おじ・おば	1日間
姻族	配偶者の父母	3日間
	配偶者の祖父母	1日間
	配偶者のきょうだい	1日間

年賀欠礼のあいさつ

喪中に新年を迎えた場合は年賀状を出しませんから、例年年賀状を出していた相手に対しては、11月下旬頃に年賀欠礼の知らせを出します。急ると先方から年賀状が届いてしまい、新年早々にはさけたい喪の字のあるお詫び状を送ることになります。喪中欠礼のハガキは一種の通知ですから、死亡通知もかねて簡潔に書くべきです。但し、誰の喪に服しているかは必ず書き入れましょう。

別世帯の肉親の年賀欠礼は

核家族時代のこの頃は、大家族だった昔とは喪服の範囲もだいぶ変わりました。世帯が別ならば二親等(兄弟姉妹・祖父母・孫など)の間柄でも新年を祝う場合が多くなりました。

年賀欠礼はがき

服喪中に新年を迎える場合、年賀のごあいさつは行いません。11月下旬頃に、年賀欠礼のハガキを出すようにします。

※喪中に年賀状をいただいたら、松の内を過ぎてから寒中見舞として返礼するとよいでしょう。



忌服中に近親者が死亡したとき

忌服中に近親者が亡くなり、忌服が重なることを“重忌喪”といい、例えば父をなくしてその忌期が終わらないうちに母が亡くなったという場合、母の死亡日からあらたに次の忌服を重ねます。

忌明けにすること

仏式では、四十九日(宗派によっては三十五日)をすぎると死者の霊がその家から離れるといい、この日を忌明けとします。神式でも五十日祭をこの日にあてていますが、キリスト教では、忌明けといったものではありません。そこでお香典返しとともに忌明けの挨拶状を送ることが多いようです。また、忌明けの日には、寺や自宅(神式では墓前)に親類や友人を招いて手厚く故人の法要を営みます。なお、お香典返しや形見分けもこの日に行い、葬儀の際に神棚や額などに張った白紙も忌が明ければ取り外し、お仏壇の扉もあけます。またそれまでの遺骨とともに安置していた白木のお位牌は寺に納め、塗りのお位牌などをお仏壇に納めます。近頃は四十九日を待たずに忌明けをする家も多くなりました。

- 忌明け(満中陰)七七日忌に神棚封じを外します。
- *白紙で閉じてあった神棚は、忌明けに外します。
- *忌明け後は、普通にお参りをします。

神式霊祭

重要な霊祭と略してよい霊祭

葬儀の翌日に、葬儀が無事すんだことを霊前・墓前に報告する「翌日祭」は現在ほとんど行われなくなっています。亡くなった日から十日目が十日祭で、そのあと十日目ごとに二十日祭・三十日祭・四十日祭・五十日祭と祭祀を行います。この毎十日祭は毎日奉仕の日供を十日ごとに一段と丁重にするという意味です。二十日祭・四十日祭は省略しても十日祭・三十日祭・五十日祭は略さないのがふつうです。その後は百日祭と一年祭を行います。一年祭までの祭祀のうち、五十日祭・百日祭・一年祭は重要な祭祀で一年祭はいちばん丁重に営まねばなりません。

十日祭の行い方

本来は墓前で行いますが、埋葬がすんでいない場合は、遺影・霊璽・供物などがおかれた祭壇の前で、近親者をはじめ友人・知人・葬儀のときに世話になった人を招き、神職に来てもらって祭祀をおこないます。神職の献饌・祭詩奉上的のあと遺族・親族・関係者などの主だった人が玉串を奉奠します。そのあとで故人をしのびながら食事をする場合も多いようです。

五十日祭・百日祭の行い方

百日祭までの霊祭は墓前で行うので墓前祭ともいいます。十日祭と同じように祭祀を行います。五十日祭・百日祭ともに重要なので、奏楽を依頼することもあります。招く人数が多い場合は斎場などで行うこともあります。霊祭のあと、霊園の茶店や料亭などで招いた人をもてなします。最近は五十日祭に清祓の儀と合祀祭をいっしょにとり行うことが多くなりました。清祓の儀は、本来は五十日祭の翌日(または百日祭か一年祭の翌日のこともある)に行うもので、神棚の白紙を取り去り平常の状態にもどります。また、合祀祭は五十日祭のあとの適当な日に故人の霊璽(仏式の位牌にあたるもの)を祖霊舎(祖先の霊が祀ってあるところ)に移して祀るものです。また五十日祭で清祓の儀とともに忌明けになりますので、葬儀の際に玉串料をいただいたところには忌明けのあいさつ状とともにお返しを品をおくります。

神職のもてなしと謝礼

一般的に神職に食事などをもてなすことは少ないようです。もてなすときは別室で簡単な食事を差しあげます。また霊祭の前後には、必ず控え室に案内しますので、控え室を用意します。送迎車の手配も必要です。神職への謝礼の金額は、神社の格式や祭事の規模によっても異なりますので、わからないときは神社に直接規定などをたずねることです。謝礼の表書きは「御礼」で、自宅に招いたときはほかに「御車代」を包みます。これは車で送迎をしても差し上げるのが礼儀です。

霊祭にまねかれたときのために

仏式法要の場合とほとんど同じと考えてよいでしょう。焼香のかわりに玉串奉奠をします。玉串の用意がないときは、二礼・二拍手・一礼(二拍手・一礼でもよい)をします。一年祭までは「しのび手」といって音をたてない拍手をするので注意します。神職のお祓いを受けるときと祭祀奉上のときは、できるだけ低いおじぎをするのが作法です。あいさつの述べ方は仏式の場合と同じです。服装も仏式法要に招かれた場合と同じで、「御供物料」または「御花料」を持参します。

追悼ミサ・記念式

追悼ミサを行うとき

カトリックでは、死亡した日から一ヶ月目に追悼ミサを行います。また死亡した日(祥月命日)を記念して“死亡記念のミサ”をあげ、墓参したり、追悼会を行います。追悼ミサは一年目に行いますがそれ以降は特別なきまりがなく、十年目と二十年目・五十年目あるいは十五年目や二十五年目といったきりのよい年に、とくに盛大に行うこともあります。尚、カトリックでは、毎年十一月二日を万霊節(死者の日)として、ちょうど仏教でお彼岸のように教会で死者たちの追悼ミサがとり行われますので、親類、知人が追悼ミサに参列し、前日に掃除しておいた墓に花をささげたり家で祈ったりします。

記念式を行うとき

プロテスタントでは、死亡して一ヶ月後の召天記念日に記念式を行います。その後はとくにきまりがなく、一年目・二年目・七年目などに記念式を行うことが多いようです。これも日本の一般的習慣にあわせたものといえるでしょう。

追悼ミサ・記念式を行う場所

カトリックの追悼ミサは教会聖堂において行われ、これらの死者記念ミサ聖祭の式次第はだいたい葬儀のときのミサ聖祭と同じです。ミサの終わったあとは、教会の別室か自宅に帰って茶話会を催し、故人を追悼します。プロテスタントの記念式は、教会や墓前で行うこともありますが、ふつうは自宅に小さな祭壇を作って行います。祭壇には、故人の遺影を中央に置いて花で飾りまず牧師の祈りと説教があり、そのあと一同で祈りをささげ、故人を追悼する茶話会に移ります。教会で記念式を行うときは、単独で行うことは少なく教会で伝道集会を行うときに、それと兼ねて行うことが多いです。式後は教会の一室などで故人をしのぶ茶話会を催します。

神父・牧師への謝礼

教会への献金という形で「御花料」とか、カトリックなら「ミサ御礼」、プロテスタントなら「記念献金」と表書きして包みますが別に神父や牧師へ「御礼」「御車代」として包むのが一般的です。とくに基準はなく、あくまでも志です。自宅などに来てもらうときは車で送迎します。

追悼ミサや記念式への参列には

供物としては花のほかは贈りません。花は墓参りのときに墓前にささげたり自宅に贈ったりします。追悼ミサや記念式に参列するときに、現金を包んでいく風習はないのですが通夜式の行い方など、かなり仏式に近いやり方で、食事のもてなしなどをするような遺族であれば、追悼ミサや記念式のあとも食事のもてなしなどをするかもしれません。そのような場合は、仏式法要に参列する場合のように「御花料」を持参してもよいでしょう。あいさつの述べ方は仏式の場合と同じですが「冥福」とか「成仏」とか「供養」といった仏式用語は使わないようにします。服装は仏式法要の場合と同じです。

年金・保険手続きについて

亡くなられた方が生命保険や年金などに加入なさっていた場合は各制度に基づき、定額のお金が支払われますので加入していた種類の保険または年金を調べ、支払い請求の手続きを早めに行いましょう。以下は手続きに必要な事柄についてのご案内でございます。どうぞご参考ください。

厚生年金に加入されていた場合

亡くなられた方が厚生年金に加入されていた場合、遺族に「遺族厚生年金」が支給される場合があります。受給することができる遺族とは、亡くなられた方によって生計を維持されていた、妻、子、孫、55歳以上の夫、父母、祖父母が対象者となります。亡くなられた方の保険料の納付要件や遺族の年齢、収入などの条件により、受給されない場合がありますので、年金手帳をご持参の上、最寄りの日本年金機構(年金事務所)の相談窓口にて事前にご確認ください。

共済年金に加入されていた場合

亡くなられた方が公務員、教員などの共済年金に加入されていた場合、「遺族共済年金」が支給される場合があります。亡くなられた方の加入されていた共済組合にご確認ください。

国民年金に加入されていた場合

亡くなられた方が国民年金に加入されていた場合、遺族に「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」が支給される場合があります。ただし、亡くなられた方の保険料の納付要件や遺族の年齢、収入などの条件により、支給されない場合がありますので、年金手帳(亡くなられた方および配偶者)をご持参の上、最寄りの日本年金機構(年金事務所)の相談窓口にて事前にご確認ください。

●遺族基礎年金

受給することができる遺族とは、亡くなられた方によって生計を維持されていた、子のある配偶者、子が対象者となります。

●寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。

●死亡一時金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族(1配偶者2子3父母4孫5祖父母6兄弟姉妹の中で優先順位が高い方)が受けることができます。

生命保険に加入されていた場合

生命保険には、各生命保険会社の「生命保険」をはじめ、郵便局の「簡易保険」、勤務先で加入している「団体生命保険」、会社経営者や幹部のための「経営者保険」などがあります。亡くなられた方がこれらの保険に加入されていないか証書とか領収証などを調べ、各保険会社の手続きを行いましょう。

●支払い請求の手続きは2カ月以内に

生命保険に加入していた場合は、2カ月以内に生命保険会社へ連絡します。生命保険会社へは、被保険者氏名・死因・死亡月日を知らせます。すると生命保険会社から「死亡保険金請求書」が送られてきますから各事項に記入し、必要な書類を添えて提出してください。

尚、手続き上必要な書類は、保険証書または保険の領収証(最終分)・死亡診断書・保険受取人の印鑑証明・保険金受取人の戸籍抄本・被保険者の除籍抄本です。

●住宅ローンの生命保険払いの確認を

手続きの方法は、借入先の金融機関へご相談ください。また、住宅ローンでも住宅金融公庫借入金に生命保険が付いている場合もありますから十分に確かめてから手続きをしてください。

葬祭費受給手続きについて

葬儀費用の補助金が、所轄の市・町・村の役所から葬祭費(埋葬料)として支給されます。これは申告しないと支払われませんので、忘れず手続きをしてください。

国民健康保険の加入者が死亡した場合の葬祭費

●所轄の市町村役場の「国民健康保険」の窓口で手続きをしてください。亡くなられた方の国民健康保険証、認印、葬儀の領収証や請求書などが必要ですので事前に窓口にご確認ください。

社会保険の加入者が死亡した場合の埋葬料

●勤務先の事業主による証明や死亡を証明する書類(死亡診断書、または埋葬許可証など)が必要となりますので、健康保険被保険者証に記載している保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)に事前にご確認の上、申請してください。●全国健康保険協会の場合、5万円が支給されます。

社会保険加入者の被扶養者が死亡した場合の家族埋葬料

●勤務先の事業主による証明や死亡を証明する書類(死亡診断書、または埋葬許可証など)が必要となりますので、健康保険被保険者証に記載している保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)に事前にご確認の上、申請してください。●全国健康保険協会の場合、5万円が支給されます。●特に被扶養者の方が亡くなられた場合に申請を忘れるケースが多いのでお気を付けください。

遺言と遺言書

自筆証書遺言の方式

自筆証書遺言は、最も簡単な遺言の方式で、最もよく利用されています。自筆証書遺言は、全文、日付及び氏名を自署し、これに押印する必要があります。全文を自署することが必要ですので、パソコンやワープロで作成したものは無効です。作成年月日は、正確に書かなければなりません。「還暦祝賀の日」とか、「令和〇年〇月吉日」などと記載されたものも無効です。書き損じた場合は、訂正箇所を明示して訂正印を押せば有効ですが、争いを避けるためにも書き直す方がよいでしょう。

公正証書遺言の方式

自筆証書遺言は方式としては簡単ですが、遺言の内容が不明確であったりご本人が作成したかどうか争いになる場合があります。そこで、公証人に相談して公正証書遺言を作成しておけば、紛争を避けることができます。公正証書遺言を作成する場合は、証人二名と共に公証人役場に行って作成しますが、寝たきりの場合などは公証人が自宅等まで来てくれます。公証人に払う費用は一般的には数万円であることが多いですが、公証人に出張を依頼した場合は出張手当がかかります。

証人の資格について

未成年者は、遺言書作成の時の証人にはなれません。また、遺言者の推定相続人や遺言によって利益を受ける方(遺贈を受ける方等)のみならず、これらの配偶者・直系血族も証人にはなれません。特に遺言者の遺言内容と利害関係がある方は、作成の際に確認した方がよいでしょう。

お亡くなりになった方の遺言書が見つかった場合は

封をしてある場合は、遺言書を見つけても勝手に開けてはいけません。なるべく早く、家庭裁判所にて遺言検認の申立をし、裁判所の立ち会いの元で開封するようにしてください。

遺言書が二通以上あったとき

前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされます。

遺言がなかった場合の相続分

第1順位：故人の配偶者が1/2、子が残りの1/2を均等に相続します。故人の死亡以前に子が死亡しており、孫がいる場合は孫が子に代わって相続します(代襲相続)。相続人が子だけであれば、子が平等の割合で相続します。
第2順位：故人に子がいない場合は、配偶者が2/3、親などの直系尊属が1/3を相続します。
第3順位：故人に子も、親などの直系尊属もない場合は、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4を均等に相続します。

遺留分とは

遺言者は、原則として、誰に何を相続させるか等について自由に決めることができます。もっとも、相続人(故人の兄弟姉妹を除く)には、贈与や遺贈等があった場合でも、当該相続から最小限の利益を得ることが認められています。これを遺留分といいます。遺留分の割合は、故人の配偶者・子については、法定相続分の1/2とされています。この遺留分を侵害する贈与や遺贈等があった場合には、被侵害者である相続人は、侵害額に応じた金銭請求をすることができます。この遺留分侵害額請求権は、①相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、②相続開始の時から10年を経過したとき、時効により消滅するため、注意が必要です。遺留分侵害額請求は、口頭でもできますが、いつ請求をしたかを記録に残すために、内容証明郵便にて請求しておくことが望ましいでしょう。

遺品整理と形見分け

保存したほうがよい遺品とは

遺言の内容が不明確であったり、ご本人が作成したかどうか争いとなった場合、ご本人のメモ・日記・手紙等の内容が重要となる場合があります。日常愛用した小さな品など故人を偲ぶもの、職場の遺品整理はつい忘れがちになるものです。できるだけ早い機会に遺品整理を行うようにいたしましょう。

形見分けをする範囲

亡き人をしのび、その思い出のよすがとするために贈るのが形見分けです。ごく親しい近親者や親戚・友人でなければ失礼にあたります。また一般に目上の人にはさし上げません。また日常生活でその品を愛用してくれるよう、故人の遺志をくみながら、それぞれの人にあふさわしいものを選んで贈るように心懸けるべきです。

形見分けをする時期

仏式では三十五日か四十九日、神式なら五十日祭のころに行います。キリスト教ではとくに形見分けという習慣はありませんが、わが国では一週間後か一ヶ月後の召天記念日に行う人が多いようです。しきたりとして、形見分けは包装せずに裸のまま渡します。その品の来歴などを添えてもよいかと思えます。

故人の衣類を寄付したい場合は

市区町村役場の福祉課に衣類を欲しがっている施設があるかどうかを先ず問い合わせます。故人の年齢などによっても贈り先が変わるので条件の合いそうなところをさがします。ただし衣類は、よほど質のよい物をすぐ着られる状態で渡さないとかえって施設などに迷惑をかける結果となります。すくなくともクリーニングをしてボタンなどとれているところは付け直して贈る心懸けが肝要です。

遺産分割協議書の作成について

相続は、故人が生涯をかけて築き上げた財産を受け継ぐことです。

ですから、相続にあたる人はいろいろな状況を正しく把握し

法律にもとづき正しく相続をおこないたいものです。

遺産分割協議書は、銀行預金の名義変更をはじめ、各種手続きに必要となりますから

ご参考までに遺産についての基礎知識と

遺産分割協議書の作り方についてお知らせします。

経済的価値があると認められるものはすべて相続財産となります

●相続財産となるものは、現金・預貯金・株式などの有価証券・宝石・貴金属・土地建物・家財道具・営業権(のれん)・借地権など有形・無形を問わず経済的に価値があるものは、すべて相続財産の対象となります。

故人の借金も相続財産になります

●故人の全財産を受け継ぐことが相続ですから、借金等の債務も相続財産に含まれますので、心得ておきましょう。故人の未払いの借金・住宅ローン・税金・各種の代金などは、原則として相続人が支払うことになります。
●相続することは相続人の義務ではありませんので、「限定承認」又は「相続放棄」をすることもできます。「限定承認」をした相続人は、債務について責任を負担するとしても、その範囲は相続によって得た財産の範囲に限定されます。また、「相続放棄」をすれば、その相続人は、その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなされます。財産より借金が多い場合等には、「限定承認」「相続放棄」をすることにより、相続人の負担を軽減させることができる場合があります。
●死亡を知った日から3カ月以内に、「限定承認」又は「相続放棄」をしなければ、相続人がすべて相続を承認したものとして扱われ、借金も含めた全財産を相続することになります。

遺言は尊重しましょう

●故人の遺言書がある場合は、その遺言の意思に従います。
●遺言書の開封は公証人が作成した「公正証書遺言」以外は、家庭裁判所へ持参し相続人が立ち会って行われます。

2人以上相続人がいる場合はまず話し合いからはじめましょう

●遺言が特別になければ、相続人間で協議します。相続案を作り、各人の承認を得ながら協議をする場合もあります。
●了解を得られない人が一人でもいると、協議は成立しません。その場合は、家庭裁判所へ調停審判を申し立てるようにします。

相続人が未成年者の場合は代理人を立てます

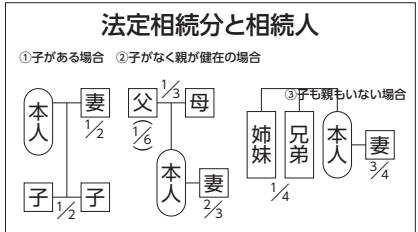
●法定相続に従って相続する場合は、代理人はいりません。しかし、協議によって相続する場合は、未成年者の相続人には代理人を立てる必要があります。
●特別代理人は、家庭裁判所に選任していただきます。

遺産分割協議書には相続人全員の承認が必要です

●相続人間で話がまとまれば、「遺産分割協議書」を作成し、相続する方全員が署名押印をします。
●「遺産分割協議書」の作成は、公的資格のある弁護士や司法書士などの法律の専門家をお願いします。

遺言の無いときは法律に基づいて

故人が遺言を残さなかった場合は、次の図のとおり、法で定められた相続分に従って相続人に相続されます。



第1順位 故人に子供がある場合、配偶者が1/2、残りの1/2は子供が均等に相続します(子供が2人であれば、1/4ずつ)。故人の死亡以前に子が死亡しており、さらにその子(故人からすれば孫にあたります)がいる場合は、孫が子に代わって相続します(代襲相続)。

第2順位 故人に子供がなく、親などの直系尊属が健在のときは配偶者が2/3、親などの直系尊属が1/3(両親健在の場合は1/6ずつ)平等に相続します。

第3順位 故人に子供も親などの直系尊属もない場合は、配偶者が3/4、兄弟及び姉妹が1/4を等分相続します(兄弟姉妹が2人であれば、1/8ずつ)。故人の死亡以前に兄弟姉妹が死亡しており、さらにその子(故人からすれば甥・姪にあたります)がいる場合は、甥・姪が兄弟姉妹に代わって相続します(代襲相続)。

法定相続人の権利を守る遺留分

故人が遺言書の中で、全ての財産を1人の相続人に処分することを定めていたとしても、法定相続人(故人の兄弟姉妹を除く)には、その相続から最小限の利益を得ることが認められているため、何も得られなかった相続人は、全部の財産の相続をした相続人に対して、一定の金銭的請求をすることができます。この最小限の利益を「遺留分」といい、この金銭的請求権を「遺留分侵害額請求権」と言います。遺留分の割合は、法定相続分に、親などの直系尊属のみが相続人である場合には1/3、それ以外の場合(配偶者と子が相続人である場合等)には1/2を乗じた割合とされています。かかる遺留分を侵害する贈与や遺贈等をした場合、遺言者の死亡後に相続人間で法的トラブルが生じる可能性があるため、遺言者は、各相続人の遺留分を侵害しないような贈与・遺贈等をするように心がけましょう。



故人の確定申告について

故人の所得税の確定申告は、家族の方がおこないます。
また、多額の医療費を支出した場合は、申告によって相続人の税金が控除されますので
手続きを行ってください。

財産の名義変更について

亡くなられた方の遺産を相続することが決まったら、引き継ぐ財産の名義変更を行います。
手続きには、専門的な知識や資格が必要とされるものもありますので
具体的にどのように手続きをしたらよいのかをご案内させていただきます。
相続税の申告についてもご参考ください。

まず故人の 確定申告を行います

- 相続人が、亡くなられた方の所得税の確定申告をします。これを「準確定申告」といいます。もし、相続人が2人以上の場合は、ひとつの書類で一緒に申告するかまたは別々に申告してもかまいません。
- 相続人が決まっていない場合は、相続人となる人の中から代表者を決めて申告を行ってください。
- 故人が勤めていた会社で、給与から源泉徴収している場合は、会社で行ってもらえますので勤務先にお問い合わせください。

申告は死亡日から 4ヶ月以内に済ませます

- 準確定申告は、故人が死亡された年の1月1日から死亡日までの所得税について行います。
- もし前年分の申告をしないまま死亡された時は、前年の確定申告も相続人の義務です。

相続税の申告期限

- 相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に申告します。

税務署に持って行く 書類の確認をしましょう

- 故人が事業主の場合、死亡した日までの決算書と所得の内訳書を提出します。
- 源泉徴収票、生命保険や損害保険の領収証、医療費の領収証などを持参します。
- 印鑑と、申告者であることを確認できるもの（免許証など）を持って行きます。

医療費は10万円以上から 控除されます

- 年間の医療費が10万円または所得の5%以上のときは、医療費の控除が受けられます。
- 故人の医療費と故人の扶養家族の医療費で死亡日までに支払った分は、故人の確定申告から控除されます。
- 故人の死亡後に支払った医療費は、財産から控除されます。
- 医療費の控除には、領収証が必要です。領収証のかわりに支払いを証明できるもの（家計簿など）でも認められる場合があります。
- 通院にかかった交通費も適正と認められるものは、控除の対象となります。

自己負担の医療費が 高額なときは補助されます

- 国民健康保険・社会保険では1ヶ月に病院などの窓口を支払った治療費が、自己負担限度額（世帯主の所得状況に応じた額）を超えた場合に、申請によりその超えた額について高額医療費として払い戻しが受けられます。
- 高額医療費の計算が複雑になりましたので手続きを行うようにしてください。
国民健康保険は、保険福祉課・保険年金課。
社会保険は、社会保険事務所または健康保険組合が窓口になります。

保険の支払い請求は 後日でもできます

- もし遠隔地にあつて、保険証を持たずに医者にかかり費用の全額を自己負担した場合は、その支払いを証明する領収証を持参し、手続きをすれば保険から規定の割合で医療費が支払われます。請求手続きのしかたは、所轄の国民健康保険課または勤務先を通して社会保険事務所をおたずねください。

相続税の控除される金額は…

- 相続財産の課税価格が、法定相続人が1人の場合は3,600万円、2人の場合は4,200万円…のように、法定相続人が1人増すごとに600万円を加えた金額以下は、相続税を納める必要がありません。（平成27年より）また、相続人のうちに養子がいる場合の法定相続人の数については制限があり、実子がいる場合には1人のみ、実子がいない場合には2人までとされています。
- 生命保険は法定相続人1人に対して500万円まで非課税です。
- 故人死亡退職金も法定相続人1人に対して500万円までは非課税です。
- お香典には税金はかかりません。
- 遺族が会社などからもらった故人の死亡退職功労金は相続税の対象になりますが所得税はかかりません。
- 弔慰金は非課税になっているものの、故人が病気で死亡した時は給料の半年分、そして公務中に死亡した時は給料の3年分、それを超過した分だけは退職金とみなされて、相続税の課税の対象になります。

下記の場合は名義変更です

- 電気・ガス・水道・電話・住居などが故人の名義になっている場合。
- 預貯金・有価証券などの動産の名義が故人のものとなっている場合。
- 故人名義の不動産を相続する場合。
- 事業を継承するにあたり、代表者となったり許可を受ける場合。

名義変更に伴って 次の書類が必要です

- 遺産分割協議書または相続人全員の同意書。
- 印鑑証明書・戸籍謄本。

手続きにかかる 税金や手数料があります

- 不動産の所有権移転登録は、不動産評価額の0.4%の登録免許税がかかります。
- 株式の名義書き換えの手数料は、各会社によって異なります。
- 自動車移転登録は、ディーラーに依頼すると数万円かかりますが陸運事務所の手数料そのものは少額です。

わからない時は 専門家に相談します

- 遺産の相続とか名義変更の手続きは複雑でわかりにくく、トラブルも多くなります。法律の知識が必要なときは、公共の相談機関とか弁護士など専門家に相談しましょう。
- 不動産関係の手続きは、司法書士にお願いします。

司法書士は 各種手続きの代行者です

- 相続税に関する代行業務は——
遺言状の検認申立・相続放棄の申述・限定承認の申述・遺言執行者の選任申立・特別代理人の選任・遺産分割調停（審査）の申立。
- 不動産登記に関する代行業務は——
遺産分割協議書の作成・所有権、その他の権利の相続登記。
- 会社・法人登記に関する代行業務は——
株式の相続や役員の変更登記。
- その他相続登記に必要な戸籍関係の書類の取り寄せ。

税理士は 税務手続きの代行者です

- 死亡時財産の評価、確定を行ってくれます。
- 遺産が分割された後、各相続人の相続税を割り出してくれます。
- 準確定申告や相続税の申告手続きを代行してくれます。
- 相続税の延納、または物納の手続きを代行してくれます。
- 課税財産と非課税財産の分けを教えてください。
- 申告に伴う保険料や医療費について、いろいろなアドバイスもしてくれます。

必要な手続きのチェックリスト

	手続き	手続き先
不動産 (宅地、家屋など)	相続による 所有権移転 登記	地方法務局 (本支局、出張所)
農地 山林	相続による 所有権移転 登記	地方法務局 (本支局、出張所)
自動車	移転登記	陸運事務所
電 話 加 入 権	加入権継承 手続き	電話局
預 貯 金 金	銀行預金、 郵便貯金の 名義変更	預貯金先
株 式	株主名義 変更	会社
借 地 権 借 家 権	証書の 書き換え (別に必要ない)	地主 家主
免 許 証	廃止	もよりの 警察署
保 険 証	廃止	もよりの 社会保険 事務所

お仏壇のご購入時期

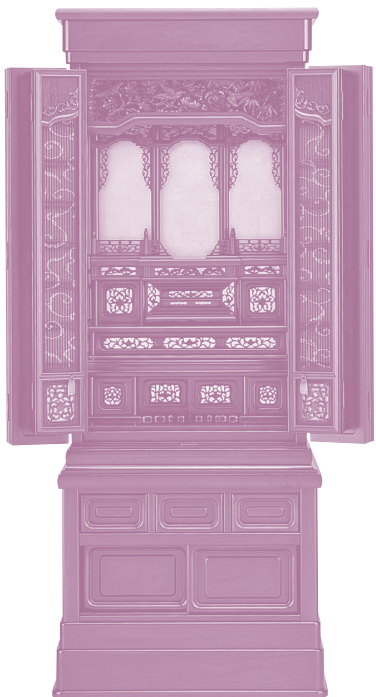
お仏壇をご購入する時期は、家の新築・増改築・法事・お盆・お彼岸・命日・はじめてご不幸があった場合などですが、特にいつが良いという決まりはありません。お仏壇を置かれたいという気持ちになられた時にお求めになられるとよいでしょう。ただし、ご不幸がありお家にお仏壇が無い方は、49日法要までにご用意される事が多いようです。

お仏壇をご購入する際の注意点

まずは、どのお部屋の、どの場所に安置されるかを決め、安置場所のサイズ（高さ・幅・奥行）を測ります。計測した上でお仏壇店に行き、サイズに合うお仏壇を探します。従来のお仏壇は大別して、塗り仏壇と唐木仏壇の二種類があります。塗り仏壇は主として杉材などを使い、うるしや金箔を押して豪華に仕上げたもので、唐木仏壇は、黒壇・紫檀・カリン・桑などが材料で、金箔などはほとんど使わず、硬質な木材のため耐久性に優れています。最近では、高級家具などで使用されるメープル・ウォールナット・タモなどを材料にした家具調仏壇が人気です。

お仏具を揃える際の注意点

お仏壇には宗派にそったお仏具が数多くあります。はじめてのご購入の際は、お仏壇店にてよくご相談の上お決め下さい。基本的なそろえるものは、ご本尊・お位牌・花立て・燭台・香炉（線香立て）・仏飯器・茶湯器・高杯（お供え物をのせる器）・りんなどで、このほかに過去帳（先祖代々の戒名・俗名・命日年令などを記録したもの）・見台（過去帳をのせる台）・経机・線香差しなどを揃える場合もあります。しかしお仏壇と同様、従来の形にとらわれず、機能性やデザイン性（クリスタルの仏具・揺れ動くリンなど）により選定される方も増えていきます。



お仏壇の飾り方や安置場所

お仏壇の飾り方には宗派により決まりがありますが、お仏壇の大きさによっても変わります。一般的には上段にはご本尊を安置し、その中央に向かって右に仏飯器、左に茶湯器を置きます。二段目には向かって左側に新しいお位牌、右側にご先祖のお位牌を置きます。三段目には両側に高杯を1つずつ置き、四段目には向かって右から燭台、香炉、花立てを置きます。お仏壇の安置場所は、居間（リビング）や仏間、床の間、茶の間などが多いようですが、特に決まりはありません。いつもご家族と一緒に過ごせ、安らかで穏やかな場所がおすすめです。お仏壇の置かれる方角につきましては、諸説が色々あります。（下記参照）しかし、住宅事情などがあるのでこの限りではございません。

〈南面北座説〉 高貴な方や敬う方が座る位置が北とされ、お仏壇を北に置き、扉が南を向くようにする。
 〈西方浄土説〉 極楽浄土は西に在りとされており、お仏壇を西に置き、扉が東を向くようにする。
 〈本山説〉 各宗派の本山に向かって拝むようにする。
 （例）浄土真宗の場合：本山が京都にあり、お仏壇を北に置き、扉が南を向くようにする。

開眼供養などについて

新しいお仏壇やご本尊は開眼供養などといって、ご住職に一度拝んでいただくのが本来です。また初めてご購入されたお位牌は、白木のお位牌と代え、白木のお位牌は菩提寺へ納めます。（ただし、浄土真宗はお位牌を用いず過去帳を使用する場合があります。）

神床・神具を購入するときのために

いわゆる神棚は天照大神や氏神をおまつりするもので、ふつうはそのほかに祖霊舎をもうけます。神棚は世帯を分けたときから家にもうけますが、祖霊舎はその世帯の中で人がはじめて亡くなったときにもうけることが多いものです。御神体をおさめるみたまや（神床）には、いろいろの形式があります。いちばん多いのは御宮型（神明型）の神床で、檜（箱型）と呼ばれる屋根の平らなものは次に多い形です。どれを選んでもかまいません。神床は、タンスの上などに置いてもかまいませんが、清浄な一区画を作る場所であればなりません。その場所にふさわしい大きさのものを選ぶことです。ふつうの神床は既製のもので十分ですが、特別に注文して作ってもらうこともできます。神具のうち神鏡は特別になくてもかまいませんが、塩や洗米をのせる土器・水器・御神酒徳利・櫛立て・灯籠などは必要です。灯籠の代わりにろうそく立てか油を入れる灯明皿の形式のものもあります。

毎日のお参りの仕方

お仏壇には、毎朝その日最初のご飯とお水をあげ、線香をあげ拝みます。お仏壇にはお花を絶やさず上げておきます。天照大神や氏神をまつる神棚には、米・塩・水・酒を供え、毎朝灯明をともしてお参ります。櫛も絶やさないように、枯れてきたら青々としたものと取り替えます。祖霊舎には、神棚と同じように米・塩・水と徳利に入れた酒を供える家もありますが、毎朝その日最初のご飯・みそ汁・おかず・箸を添えたものと、盃に酒を入れて供える家もあります。また櫛のほかに、お花を絶やさないように供え、心から霊を慰めるようにしましょう。

心を贈る

わかれ

目をとじれば、懐かしい思い出ばかりを残して別離…

始まりがあって、そして終わり。

誰しものが経験する人生のラストシーン。

語り合い、笑いあった日々、またつらかったことなど

すべてが昨日のことにように思い出される。

こんな時だからこそ、まごころの励ましとなぐさめを。

心静かにゆく人を送る。